



「中小企業地域資源活用プログラム」の実施状況

2008年

中小企業庁



1. 中小企業の地域資源を活用した事業展開に対する支援の重要性

- 地域がそれぞれの「強み」をいかして自立的・持続的な成長を実現していくことが重要。
- 産地の技術、農林水産品、観光資源といった地域の特徴ある産業資源(地域資源)は、域外への事業展開において差別化の要素となり得るもの。したがって、地域経済の主体である中小企業の地域資源を活用した創意ある取組を推進し、それを核として地域資源の価値向上(ブランド化など)を図り、地域の強みを活かした産業を形成・強化していくことが重要。
- しかしながら、地域の中小企業には以下のような課題が存在している。
 - ① 市場調査、商品企画、商品開発、販路開拓等に必要なノウハウや人的ネットワーク、資金、人材を確保することが容易でなく、域外市場を狙った新商品等の開発・事業化が実現されにくい。
 - ② 域外市場に関する情報や人的ネットワークが不足していることから、地域資源の価値を認識して新しい取組につなげる動きが起こりにくい。また、地域ブランドの確立など、地域全体で地域資源の価値を高めていくことは容易ではない。
- こうしたことから、「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、以下の2項目を柱とする支援を行う。
 - ① 域外市場を狙った新商品等の開発・事業化に対する支援
 - ② 地域資源を活用した新たな取組の掘り起こしや地域資源の価値向上(ブランド化等)に対する支援

各地域の「強み」となり得る地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した中小企業による新商品・新サービスの開発・市場化を、関係省とも連携して総合的に支援する。地域産業発展の核となる新事業を5年間で1,000創出する。

2. 地域の強みとなり得る地域資源の3類型

産地技術

地域資源名:手袋
(香川県東かがわ市)



- ・ 人間工学の視点から“握りやすさ”を研究。産地の裁断・縫製技術を活用。
- ・ 「もっとも力を抜いた状態」の立体構造を持つ手袋の開発。
- ・ ゴルフ・野球・スキーのトッププレイヤー、道具にこだわりを持つユーザーが販売ターゲット。

★ポイント

販売ターゲットを絞った商品開発。
自社ブランドの確立。

農林水産物

地域資源名:南高梅
(和歌山県みなべ町)



- ・ 梅干し生産の副産物である“梅酢”の有効成分に着目。
- ・ 県内養鶏研究所との共同開発により、鶏の肉質改善等に資する飼料の添加剤の開発。
- ・ 原料供給について地元JAの協力を予定。

★ポイント

研究機関と連携した新商品開発。
関係者が一体となったブランド戦略。

観光資源

地域資源名:いわき湯本温泉
(福島県いわき市)



- ・ 温泉の効用を引き出す知識・技能を持つ“バルネオセラピスト(温泉保養士)”制度の構築。
- ・ 健康増進と癒しを中心とした、リピート型・短期滞在をコンセプトとした商品の開発。
- ・ 首都圏のシニア層を対象としたPR活動。

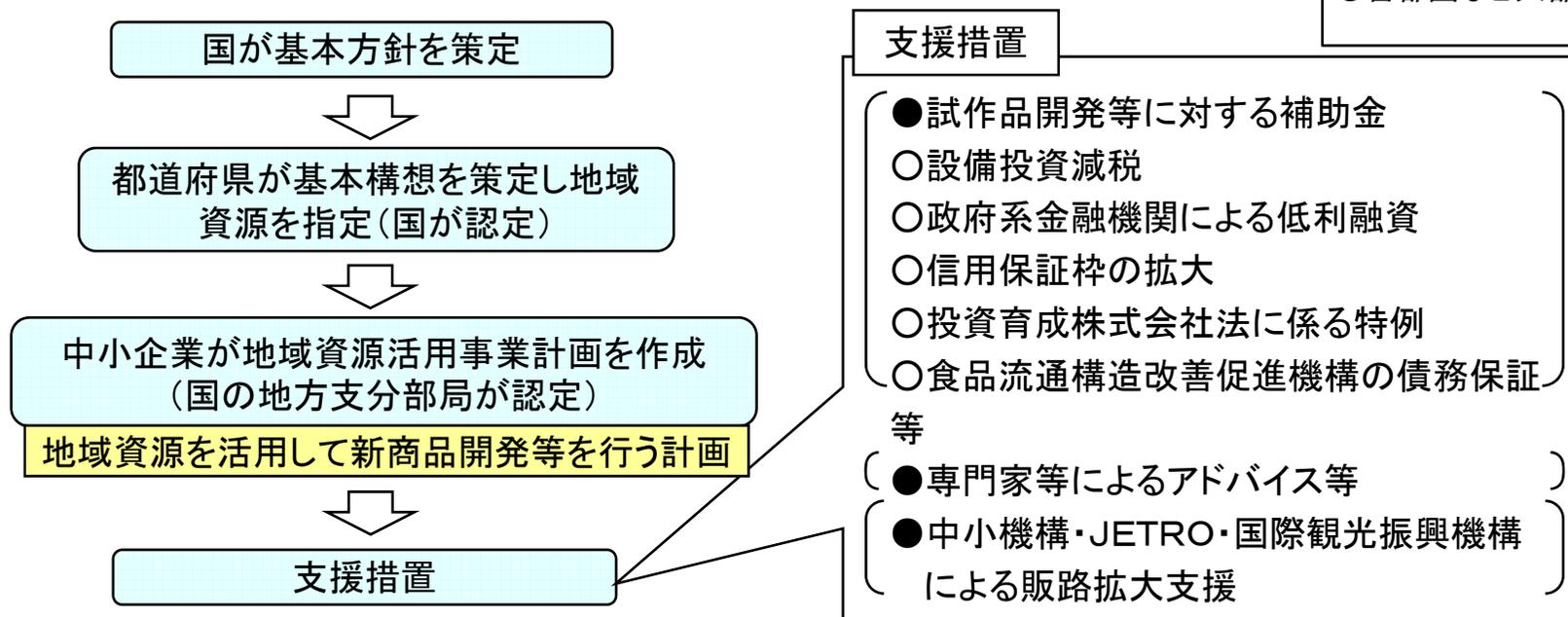
★ポイント

商工会議所や地元企業との連携による人材育成。

3. 「中小企業地域資源活用プログラム」の概要

1. 「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援 (域外市場を狙った新商品開発等の開発・事業化に対する支援)

スキーム



☆ポイント

- 地域の「強み」となる地域資源を、地域主導で掘り起こす取組を支援。
- マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕掛人。
- 産学官連携、農工連携など、従来の垣根を超えて、地域の力を結集。
- 首都圏など大都市、更には海外市場を視野に。

2. その他の支援 (地域資源を活用した新たな取組を掘り起こすための支援等)

- 「**地域中小企業応援ファンド**」(中小企業基盤整備機構に5年間で2,000億円程度の資金枠を確保)
- 中小機構による**商談会**の開催(08年2月20日～22日、東京ビッグサイト)
- 中小機構による**マーケティングショップ**の開設(08年4月末オープン、東京メトロ表参道駅から徒歩1分)
- 地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動に対する支援
- 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発に対する支援 等 (●は予算事項)

基本構想において特定された地域資源数

47都道府県合計

総数 10,922

農林水産物 3,328

鉱工業品 2,421

観光資源 5,173

沖縄地域

総数 246

農林水産物 41

鉱工業品 32

観光資源 173

北海道地域

総数 947

農林水産物 535

鉱工業品 165

観光資源 247

東北地域

総数 1,035

農林水産物 340

鉱工業品 234

観光資源 461

中国地域

総数 1,010

農林水産物 351

鉱工業品 236

観光資源 423

関東地域

総数 2,549

農林水産物 628

鉱工業品 582

観光資源 1,339

九州地域

総数 1,179

農林水産物 401

鉱工業品 233

観光資源 545

四国地域

総数 550

農林水産物 225

鉱工業品 172

観光資源 153

近畿地域

総数 2,326

農林水産物 547

鉱工業品 490

観光資源 1,289

中部地域

総数 1,080

農林水産物 260

鉱工業品 277

観光資源 543

認定事業計画の例

○47都道府県合計で10,922の地域資源を特定

農林水産物 3,328 鉱工業品 2,421 観光資源 5,173

○428の具体的な事業計画を認定(平成20年7月31日現在)

(農林水産物 156 鉱工業品 238 観光資源 34)

やふそ紅型工房 (沖縄県那覇市)
 カバーが「琉球びんがた」、持ち手が「琉球漆器」、留め具が「琉球ガラス」という日傘の開発を行う。複数の伝統工芸品を組み合わせた商品はめずらしく、大手百貨店バイヤー等から高評価を得ており、富裕層をターゲットにした販路開拓を行う。



株式会社福光屋 (石川県金沢市)
 「酒蔵の人は手がキレイ」「芸妓さんは化粧前に日本酒を顔につける」ということをヒントに、コメ発酵の技術を活かして、米から化粧品の開発、ブランド化を行う。



テルメン観光株式会社 (北海道士幌町)
 スギ花粉がないことに着目し、温泉と花粉症患者向けの食材提供を組み合わせ、食・健康・医療を融合させた「スギ花粉リトリートツアー」を企画。



株式会社平戸観光ホテルほか (長崎県平戸市)
 農水産品や教会等の地域資源を活用した観光プログラムを開発し、観光客自身がインターネット上で、宿、食事、体験メニュー等を選択して、旅行を組立てることができるシステム「仮想旅館」を構築。

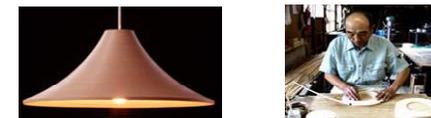


田平天主堂

日本有機株式会社 (鹿児島県曾於市)
 血糖化指数が低いさつまいもから澱粉を作り、のどごし、透明感と高機能性を有する「さつまいも冷麺」の開発に成功。今後、同じ特徴を有した温麺・焼麺を新たに開発し、「さつまいも麗麺」として通年商品化し、販路拡大を図る。



ブナコ漆器製造株式会社 (青森県弘前市)
 ブナの薄板を何層も重ねる独自の製法により、インテリア照明器具を開発。六本木ヒルズに出店するなどインテリア業界から注目を集めている。今後、オンリー1商品を開発し、全国及び海外への市場拡大を図るために、木型を必要としない個別受注生産システムの構築を行う。



飛騨産業株式会社 (岐阜県高山市)
 飛騨の木製家具の特徴である曲木技術から三次元圧縮加工技術を開発。イタリアの著名なデザイナーと連携し、杉材家具の新ブランド化に成功。今後、団塊の世代の高所得者を主要ターゲットとした販売戦略により、さらなる販路拡大を図る。



馬路村農業協同組合 (高知県馬路村)
 全国的な知名度を得た馬路村のゆず加工品の新商品開発として、クエン酸の「疲労回復」効果に着目し、日本で初めてゆずを使ったスポーツドリンクの開発、販売展開を行う。



発売中のゆずジュース

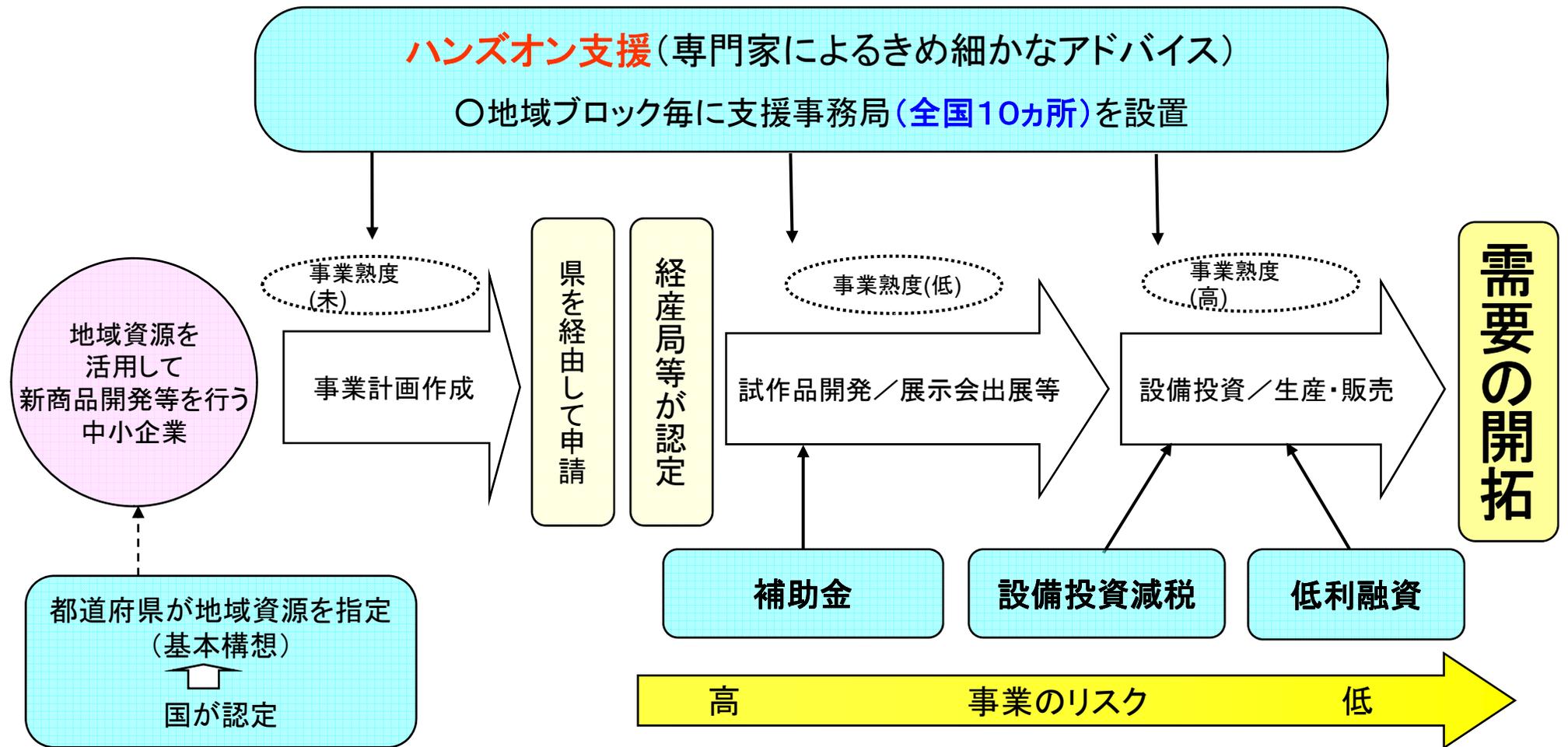
有効求人倍率
(平成19年9月)



県内総従事者に占める農林水産業・鉱業・建設業従事者の割合



4. 中小企業地域資源活用促進法に基づく支援のスキーム



(支援対象)

- 都道府県の指定する「地域資源」を活用した取組であること
- 新規性があり、域外市場への需要開拓を目指す取組であること

5. 中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた中小企業等に対する主な支援措置 (域外市場を狙った新商品等の開発・事業化に対する支援)

《補助金等》

- 地域資源活用売れる商品づくり支援補助金**(売れる商品づくり支援事業 35.0億円)
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助。(補助率2/3)
- 中小企業基盤整備機構が主催する商談会やマーケティングショップに対する優先的な出展**(中小機構交付金13.1億円)

《融資等》

- 政府系金融機関による低利融資(中小公庫、国民公庫)**
必要な設備資金及び長期運転資金を低利で融資。
- 商工組合中央金庫による独自の貸付制度**
必要な設備資金及び補助金交付までの繋ぎ運転資金等を低利で融資。
- 信用保証協会の債務保証枠の拡大(中小企業信用保険法の特例)**
既存の保証制度とは別枠での債務保証を実施。
- 食品流通構造改善促進機構による債務保証等**
食品関係の取組に必要な資金の借入りに係る債務保証等を実施。

《税制》

- 設備投資減税(中小企業等基盤強化税制)**
 - －機械及び装置を取得した場合、取得価格の7%税額控除、又は30%特別償却
 - －機械及び装置をリースした場合、リース費用の総額の60%相当額の7%の税額控除

6. その他の支援措置

(地域資源を活用した新たな取組を掘り起こしや地域資源の価値向上(ブランド化等)に対する支援)

1. 地域資源を活用した新たな取り組みの掘り起こし

○地域資源活用企業化コーディネート活動支援、普及啓発(中小機構交付金) (19.2億円)

- ・商工会、商工会議所、中央会、地場産業振興センター、中小企業組合、NPO法人等が行う交流会や研究会など、地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動(コーディネート活動)等を支援する。
- ・顧客志向の商品企画・開発に関するマニュアルや先進的な企業事例等の普及を通じて、地域中小企業の市場開拓力の向上を図る。
- ・フォーラムを開催し、各地域の先進的な取組の紹介等を通じて、地域におけるブランドづくりへの意識喚起や、取組の促進などを図る。

○地域資源活用型研究開発事業(委託費) (17.1億円)

- ・地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発を支援。

2. 地域資源の価値向上(ブランド化等)に向けた地域一体の取組に対する支援

○地域資源活用販路開拓等支援事業(補助金) (12.0億円)

- ・地域資源を活用した商品の販路開拓などに地域一体で取り組む組合等に対し、展示会出展等の費用の一部を補助する。

○JAPANブランド育成支援事業(補助金) (11.8億円)

- ・地域の関係事業者が一体となって、国際市場で通用する高いブランド力(JAPANブランド)の構築を目指す取組を支援する。

○(独)中小機構による商談会の開催、マーケティングショップの開設 (13.1億円、再

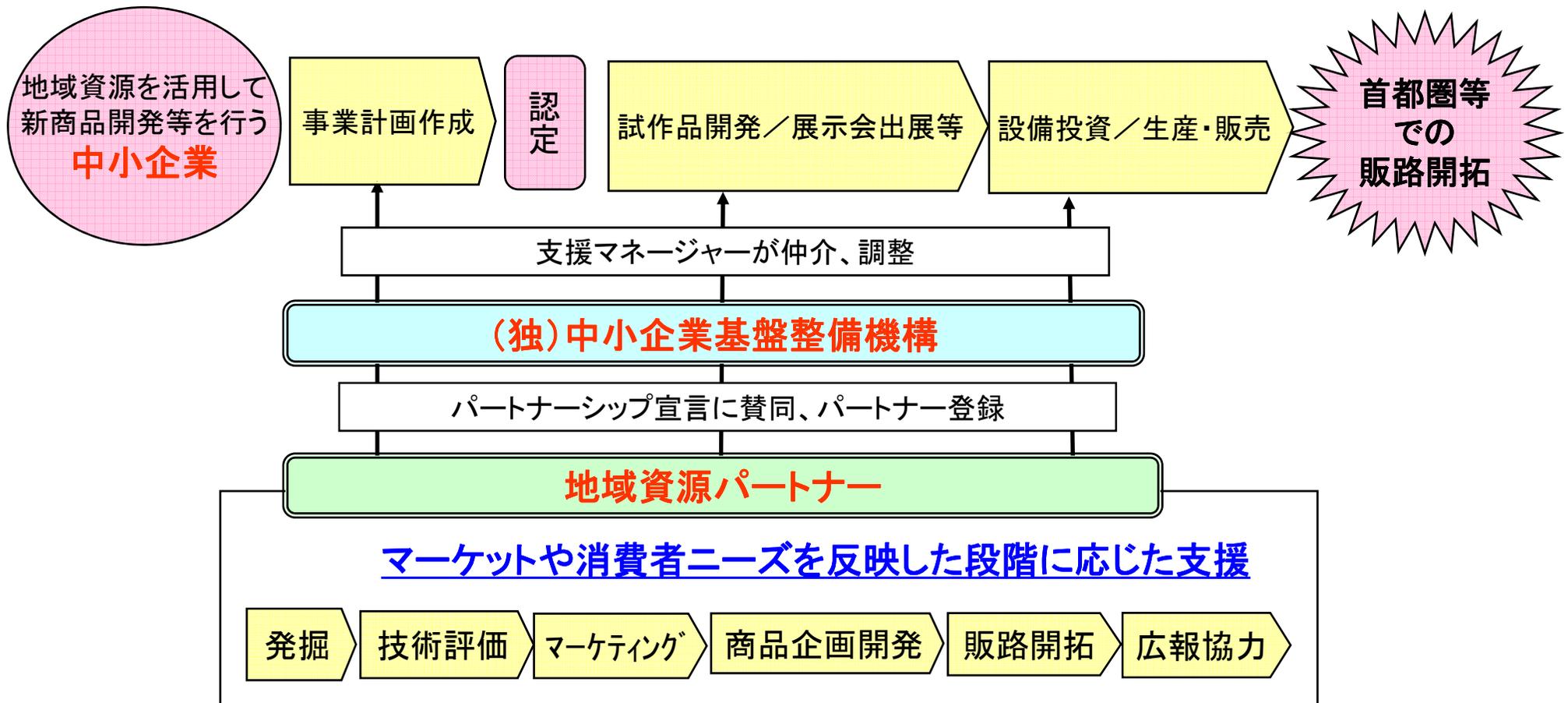
- 掲)
- ・地域中小企業の取引機会やテストマーケティングの機会の拡大を図るため、中小機構が商談会の開催やマーケティングショップの開設を行う。

7. 『地域資源パートナー』による首都圏等での販路開拓支援

『地域資源パートナー』とは、中小企業による地域資源活用事業を自社の経営戦略に組み込み、「地域資源パートナーシップ宣言」に賛同し、中小企業の販路開拓等にご協力いただく企業・団体。具体的には百貨店、スーパー、旅行代理店、金融機関等を想定。

地域資源パートナーにご登録いただいた企業・団体の皆様には、中小企業と対等な立場で相互利益を目指すという観点から、中小企業が企画・開発した新商品・新サービスに対する技術評価、あるいは不安定な供給体制といった中小企業の経営環境に配慮したマーケティング、販路開拓等を協働して行っていただく予定。

(平成20年7月1日現在 **52 の企業・団体が登録済み**)



平成20年度予算の概要

地域資源関連予算 116.7億円(101.3億円)

事業実施段階

商談会、アンテナショップ等の開催(中小機構)

【13.1億円(19年度:8.6億円)】

○地域中小企業の取引機会やテストマーケティングの機会の拡大を図るため、商談会の開催やアンテナショップの開設を行う。

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金

【47.0億円(19年度:41.3億円)】

○地域資源を活用して新規性の高い商品開発等に取り組む中小企業等に対し、試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助する。〔法律による事業計画の認定が必要〕

○地域資源を活用した商品の販路開拓などに取り組む組合等に対し、展示会出展等の費用の一部を補助する。

市場志向型ハンズオン支援事業(委託費)

【20.3億円(19年度:20.3億円)】

各地域ブロック毎に相談窓口(支援拠点)を設置し、マーケティング等に精通した専門家が、市場調査、商品企画、販路開拓に対するアドバイスや、事業性評価など、事業計画の策定から開発、販売まで継続的にハンズオン支援を行う。

JAPANブランド育成支援事業(補助金)

【11.8億円(19年度:13.1億円)】

地域の関係事業者が一体となって、国際市場で通用する高いブランド力(JAPANブランド)の構築を目指す取組を支援する。

地域資源活用企業化コーディネート活動支援、普及啓発(中小機構)

【19.2億円(19年度:11.5億円)】

- 地域資源を活用した新たな取組が多く創出されるよう、商工会、商工会議所、地場産業振興センター、中小企業組合、NPO法人等が行う交流会や研究会など、地域の中小企業と外部のビジネスパートナーとをつなぐ活動(コーディネート活動)等を支援する。
- 顧客志向の商品企画・開発に関するマニュアルや先進的な企業事例等の普及を通じて、地域中小企業の市場開拓力の向上を図る。
- フォーラムを開催し、各地域の先進的な取組の紹介等を通じて、地域におけるブランドづくりへの意識喚起や、取組の促進などを行う。

地域資源活用型研究開発事業(委託費)

【17.1億円(19年度:19.6億円)】

地域資源を活用した新商品開発等を見据えた、企業と大学等との連携による実用化研究開発を支援する。

ビジネスプラン
具体化段階

ビジネスアイデア
構想段階

參考資料

平成20年度予算事業の内容

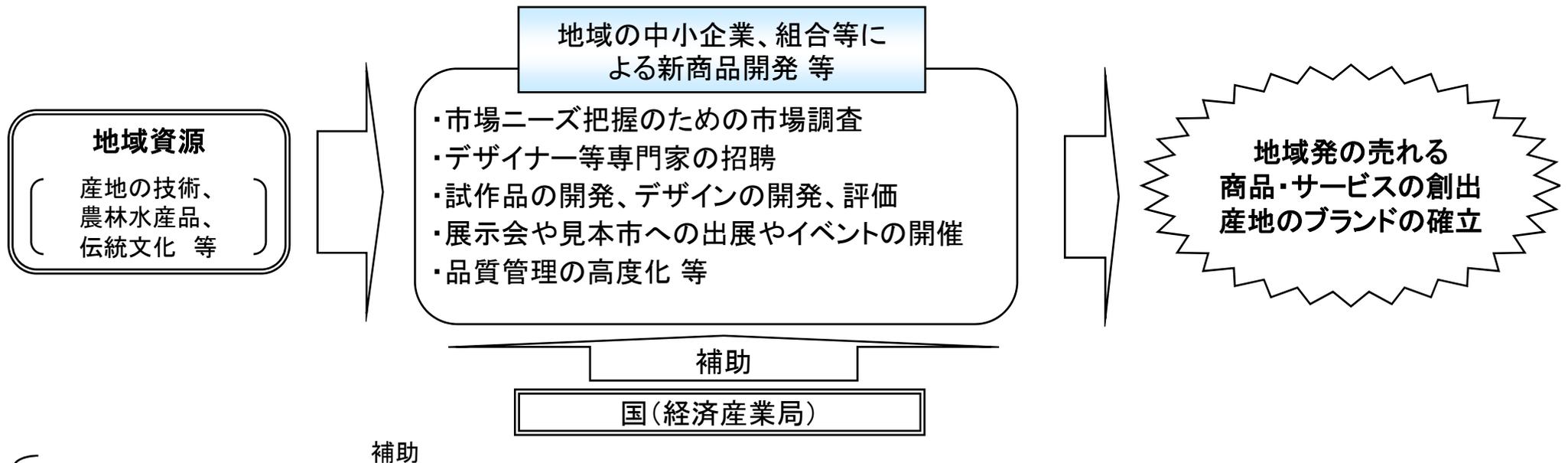
(1) 地域資源活用売れる商品づくり等支援事業(補助事業)【平成20年度予算額:47.0億円(19年度41.3億円)】

① 地域資源活用売れる商品づくり支援事業(いわゆる「A補助金」)

地域資源を活用して新規性の高い新商品開発等に取り組む中小企業等に対し、試作品開発、デザイン改良展示会出展等に係る費用の一部(補助率2/3)を補助する。〔法律による事業計画の認定が必要〕

② 地域資源活用販路開拓等支援事業(いわゆる「B補助金」)

地域資源を活用した新商品、新サービスの販路開拓等に取り組む組合等に対し、展示会出展等に係る費用の一部(補助率1/2)を補助する。

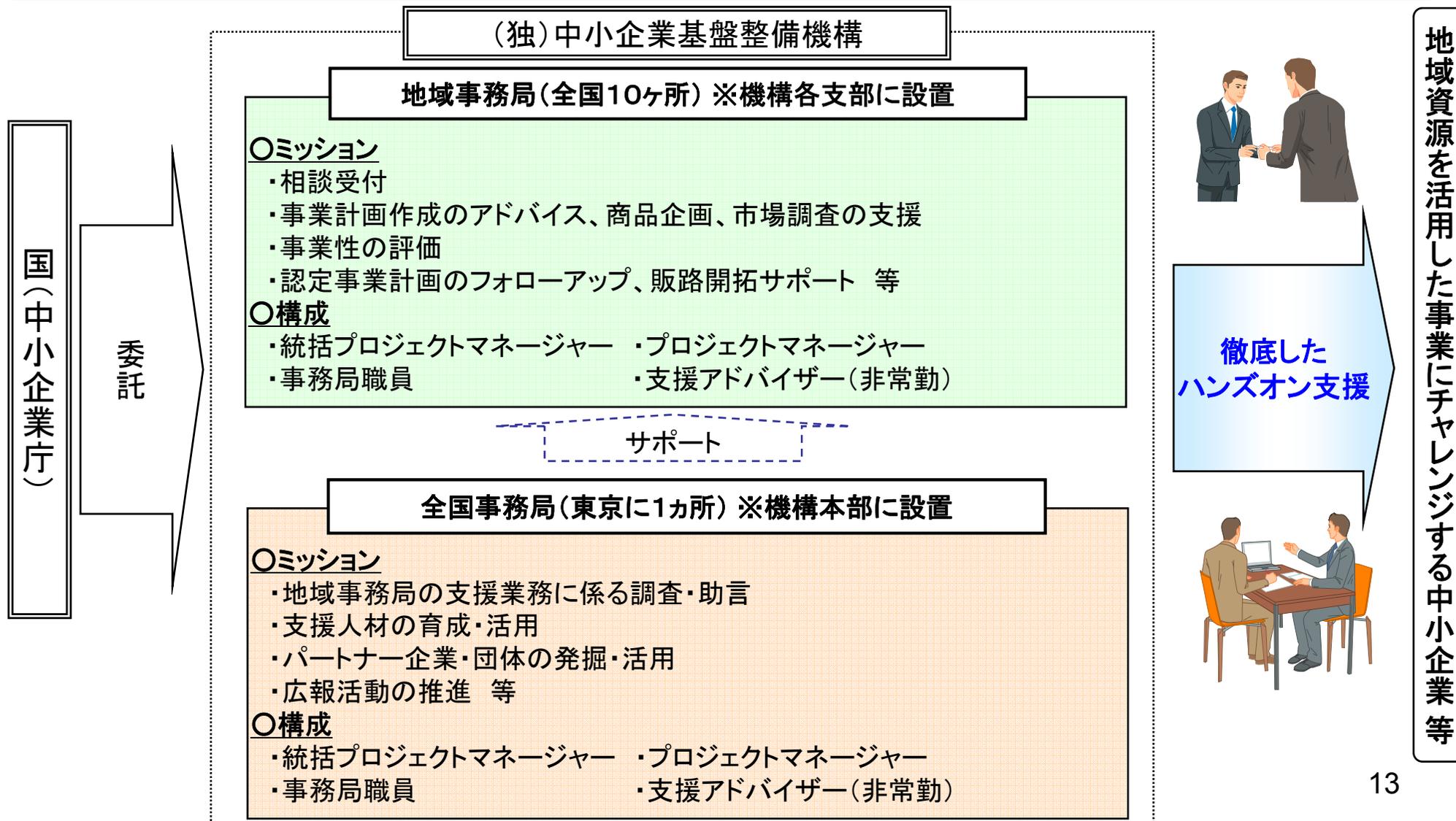


補助
※スキーム：国(経済産業局) → 中小企業、組合 等

(2) 市場志向型ハンズオン支援事業(委託事業)

【平成20年度予算額:20.3億円(19年度20.3億円)】

各地域ブロックに支援拠点を設置。マーケティング等に精通した専門家が、新商品・新サービスの開発・販売に取り組む地域中小企業の相談に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性評価等に係るアドバイスなど徹底したハンズオン支援を行う。



(3) 地域資源活用型研究開発事業(委託費)

【平成20年度予算額:17.1億円(19年度 19.6億円)】

地域での新事業創出のため、地域資源を活用した新商品開発等を目指した、企業と大学等との連携による実用化研究開発への支援を行う。



<研究開発の対象>

地域資源(※)に係る新たな商品を開発するために必要な企業(中小企業が主体)と大学、公設試、高専等との連携による研究開発(企業のみでの研究開発は不可)であって、消費者直結の製品を地域において事業化するもの。ニッチトップの技術等、一定水準の高い付加価値を備えた製品開発のための研究開発であること。

また、本事業により創出される案件は、原則、地域資源活用売れる商品づくり支援事業など他の「中小企業地域資源活用プログラム」に位置づけられている施策を活用することを想定し、単なる技術開発に終わることを抑止する。

※地域資源の定義(案)

地域に根付いた技術、地域の特色ある農林水産品等地域の強みとなり得る産業資源(自然、景観等観光資源を除く。)

(4) 地域企業化力向上支援事業((独)中小企業基盤整備機構 交付金)

【平成20年度予算額:32.3億円(19年度 20.2億円)】

① 中小企業地域資源活用コーディネート活動等支援事業

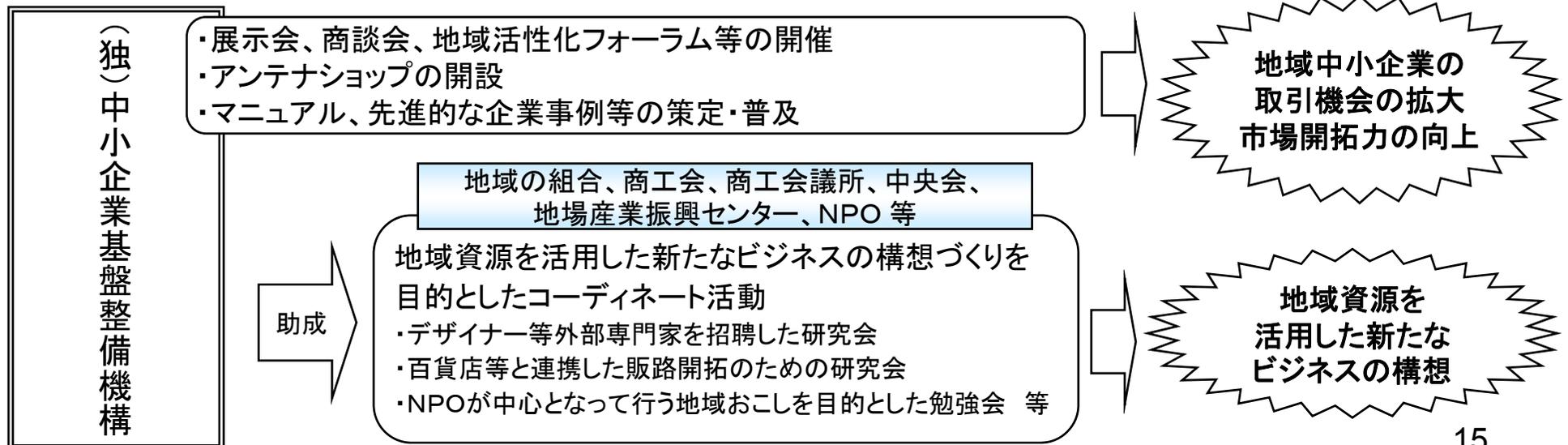
地域資源を活用した新たな取組が多く創出されるよう、商工会、商工会議所、地場産業振興センター、都道府県等中小企業支援センター、中央会、中小企業組合、NPO等が市町村とも連携しつつ行う交流会や研究会など、地域の中小企業と外部のビジネスパートナーとをつなぐ活動(コーディネート活動)等を支援する。

② 新市場創出支援事業

取引機会拡大を目的とした商談会や、地域ブランドへの取組を促進するためのフォーラム等を実施する。

③ 地域中小企業普及啓発事業

顧客志向の商品企画・開発に関するマニュアルや先進的な企業事例等を策定・普及する。



地域資源活用企業化コーディネート活動支援事業

事業概要

地域資源を活用した新たな取組が多く創出されるよう、商工会、商工会議所、地場産業振興センター、中小企業組合、NPO等が市町村とも連携しつつ行う交流会や研究会など、地域の中小企業と外部のビジネスパートナーとをつなぐ活動(コーディネート活動)を支援する。

支援対象

以下の機関が行う

地域資源を活用した地域活性化に取り組む研究会、勉強会等

- ・組合(事業協同組合、商工組合、農業協同組合等)
- ・商工会、商工会議所
- ・中央会
- ・都道府県センター、財団法人(地場産センター、観光協会等)
- ・第3セクター
- ・NPO法人、LLP(P)、任意グループ 等

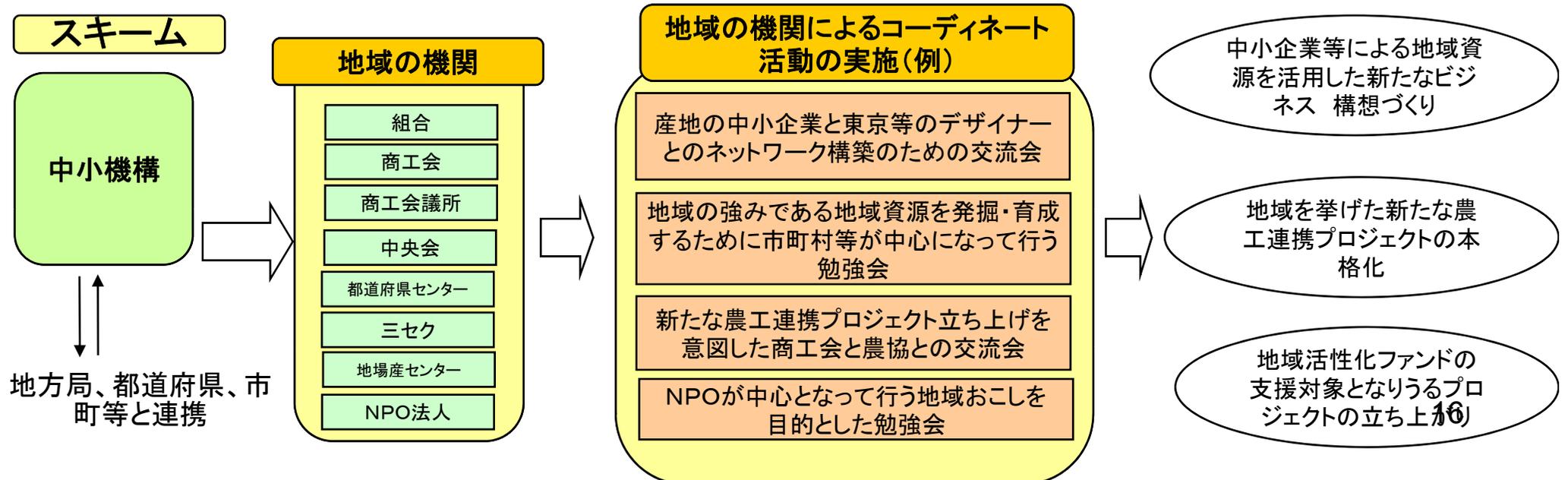
支援内容

助成率 : 補助対象として認められる経費以内
(100%助成)

助成額 : 1件あたり500万円までの範囲の額

事業期間 : 採択後、12ヶ月以内の期間

スキーム



首都圏等販路開拓商談会の開催

内容	○出展企業が自社の新商品・技術・サービスをブース出展 ○出展企業が自社の新商品・技術・サービスをプレゼンテーションで紹介
対象	地域資源活用事業計画認定企業者 等
出展料	○基本となる小間料は無料
自己負担	○商談料テーブル、椅子などの備品リース ○電気工事及び使用料、仮設電話回線工事及び使用料等 ○事業者の旅費
募集時期	未定

(参考)

『地域資源セレクション』2008

(スーパーマーケット・トレードショーと併催)

1. 開催日 平成20年2月20日(水)～22日(金)
2. 場 所 東京ビッグサイト(東京国際展示場)
3. 内 容 地域資源活用事業認定企業等約80社が出展
百貨店・スーパーバイヤー等との商談を実施

地域資源セレクション 2008



テストマーケティング・ショップRin

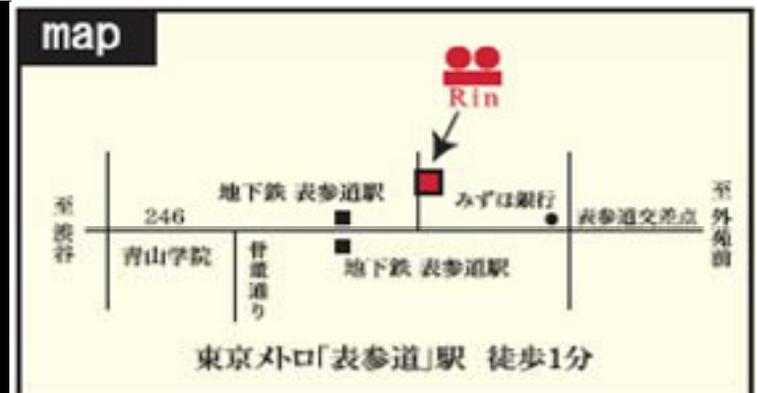
ショップコンセプト

四季折々に豊かな表情を見せる、美しい日本。その地域特有の素材、伝統技術、独特の文化と味わい、希少価値、といった、日本の地域が持つ底力を背景にしながら、より洗練された商品を紹介します。

日本各地の伝統技術を活用した「新しい都会の暮らし」を提案する、テストマーケティング・ショップ(総合地域アンテナショップ)です。

概要

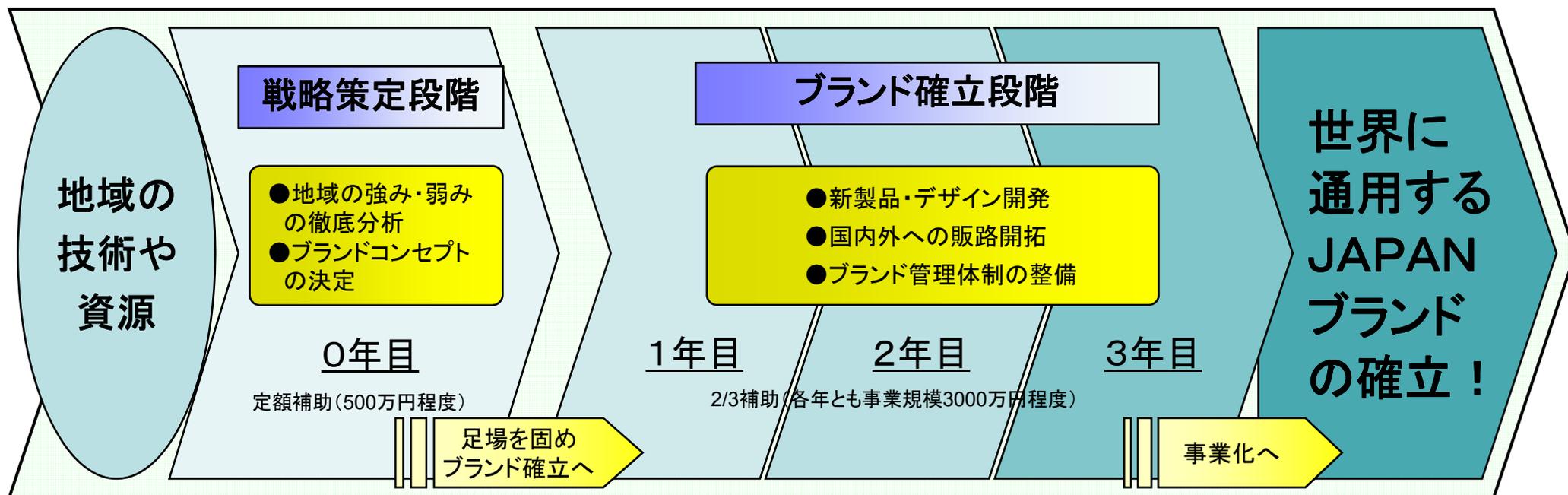
1. 所在地 東京都港区北青山3-6-21(東京メトロ「表参道駅」から徒歩1分)
2. 店舗面積 店舗面積約170坪(延床面積約200坪)
(1F 雑貨・インテリア・家具等の展示販売、2F 飲食コーナー、3F 商談・イベントスペース)
3. ターゲット 高感度な20~40代の女性を中心とした消費者層及び流通バイヤー
4. 開設時期 平成20年4月下旬(予定)
5. 商品 高品質、地域性や希少性の高さなど、地域資源を活用した商品で、さらに新市場の開拓に挑戦できる商品



(5) JAPANブランド育成支援事業(補助事業)

【平成20年度予算額:11.8億円 (19年度 13.1億円)】

商工会、商工会議所等が主体となって地域の中小企業をコーディネートし、地域の特性を活かした製品の魅力を更に高め、国際市場で通用する高いブランド力(JAPANブランド)を確立しようという先進的な取り組みに対して総合的に支援する。



※19年度は、22カ所に対する戦略策定支援(18年度は23件)、57カ所に対するブランド確立支援(18年度は44件)を実施。

※スキーム： 国 → 全国商工会連合会、日本商工会議所等
(補助)

平成20年度 金融・財政措置の内容

中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた中小企業等に対する措置

《金融措置》

○政府系金融機関による低利融資(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)

法律の認定を受けた中小企業等が、認定計画に従って地域産業資源活用事業を行うために必要な資金について、低利で融資を行う。

中小企業金融公庫						
保証人要件	保証人あり			保証人なし(保証人免除特例及び保証人猶予特例)		
担保要件	担保あり	一部担保免除 (貸付金額の75%まで)	無担保	担保あり	一部担保免除 (貸付金額の75%まで)	無担保
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1億2千万円	8千万円	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1億2千万円	8千万円
貸付利率 ※注2	特利③	特利③+貸付期間・信用 リスクに応じた上乗せ金利		特利③+0.3% (0.1%)	特利③+0.3%(0.1%)+貸付期 間・信用リスクに応じた上乗せ金利	
貸付期間	設備資金：20年以内(据置期間2年以内) 運転資金：7年以内(据置期間3年以内)					

※注1：個人又は法人が貸付対象の場合。組合については別途。

※注2：特利③の貸付利率について、2億7千万円超及び土地にかかる資金は基準金利

「保証人なし」について、0.3%は「保証人免除特例」、(0.1%)は「保証人猶予特例」に係る上乗せ金利

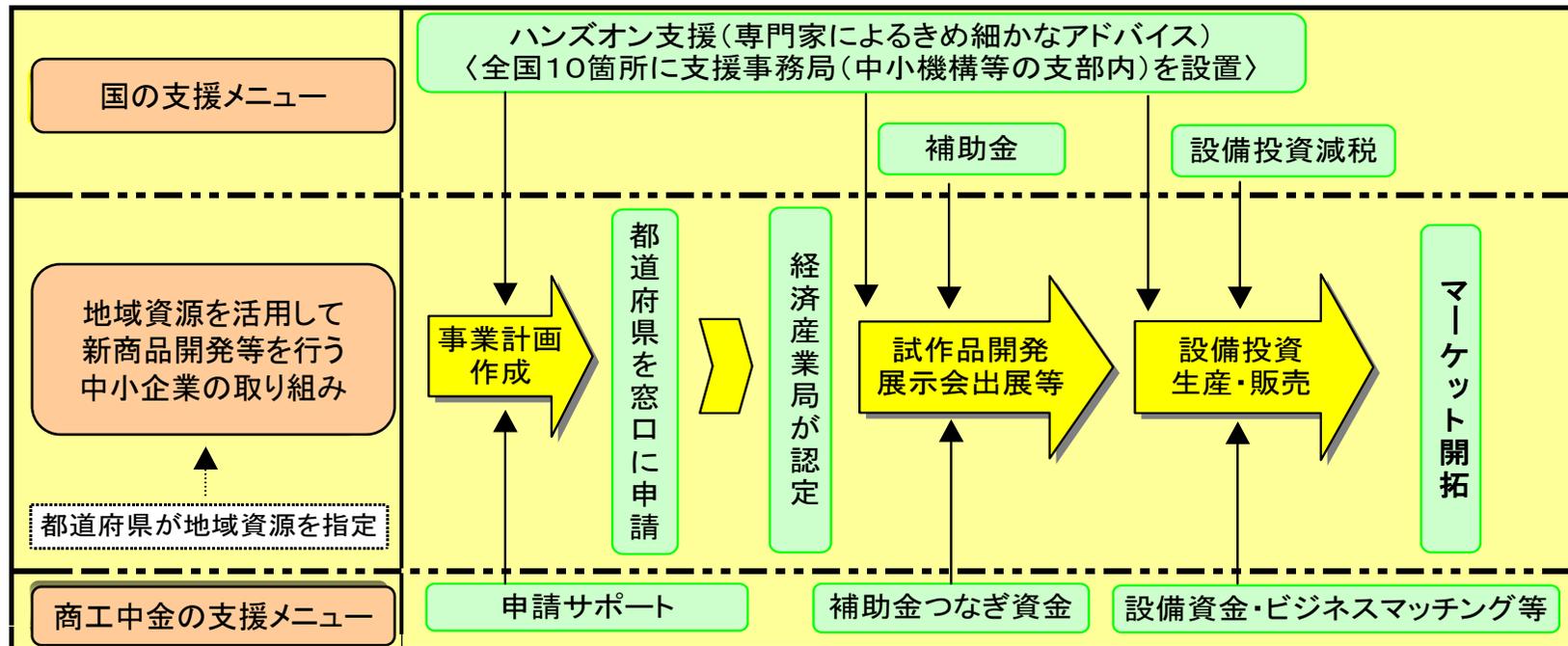
国民生活金融公庫			
保証人要件	保証人あり		保証人なし(第三者保証人等を不要とする融資) ※注2
担保要件	担保あり	無担保	無担保
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 運転資金 4千8百万円		2千万円
貸付利率 ※注1	特利③		特利③+0.65%
貸付期間	設備資金：20年以内(据置期間2年以内) 運転資金：7年以内(据置期間3年以内)		設備資金：10年以内(据置期間2年以内) 運転資金：7年以内(据置期間6ヵ月以内)

※注1：特利③の貸付利率について、土地にかかる資金は基準利率。

※注2：第三者の方の保証や担保の提供を不要とする融資

○商工組合中央金庫の地域産業資源活用事業に対する独自の貸付商品

対象者	中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた中小企業等
貸出形式	証書貸付、手形貸付等
資金使途	設備資金、運転資金(補助金交付等までの繋ぎ資金などを含む)
貸付期間	長期 設備資金15年以内 運転資金10年以内 短期 1年以内
貸付利率	所定の利率より最大0.2%までの優遇を可能としています。



(商工中金資料より作成)

○債務保証枠の拡大(中小企業信用保険法の特例)

法律の認定を受けた中小企業等が、認定計画に従って地域産業資源活用事業を行うために必要な資金について、以下の特例を設ける。

1. 普通保険等の保険限度額の別枠化等

(1) 保険限度額: 普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険についてそれぞれ同限度額の別枠を設ける

〔付保険限度額〕			〔別枠〕	
普通保険(企業)	2億円	+	2億円	
普通保険(組合)	4億円		4億円	
無担保保険	8,000万円		8,000万円	
特別小口保険	1,250万円		1,250万円	
売掛金債権担保保険	1億円		1億円	

(2) 普通保険のてん補率: 70%から80%に引き上げる

(3) 保険料率(年率) : 政令で定める保険料率を「3%以内」から→「2%以内」に引き下げる

2. 新事業開拓保険の限度額引き上げ

〔付保険限度額〕			〔枠拡大〕	
新事業開拓保険(企業)	2億円	→	4億円	
新事業開拓保険(組合)	4億円		6億円	

○食品流通構造改善促進法の特例

法律の認定を受けた食品の製造等の事業を行う中小企業者について、食品流通構造改善促進機構が認定事業に必要な資金の借入に係る債務の保証等を行う。

- ①認定事業に必要な資金の借入に係る債務の保証
- ②認定事業への参加
- ③認定事業に関する施設の整備
- ④認定事業に必要な資金のあっせん
- ⑤相談業務

※食品流通構造改善促進機構：

食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とした団体として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の指定を受けた公益法人。

《税制措置》

○設備投資減税

法律の認定を受けた者のうち一定の基準を満たす中小企業者が、当該認定事業のために取得等し、その製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置については、税額控除又は特別償却を受けることができる課税の特例措置を設ける。

1. 対象となる設備 ※器具・備品については対象外

取得又は製作……1台又は1基の取得価額280万円以上の機械及び装置

2. 措置の内容

取得の場合……………取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却
所有権移転外ファイナンス・リースの場合…取得価額(リース費用の総額)の7%の税額控除

3. 一定の基準

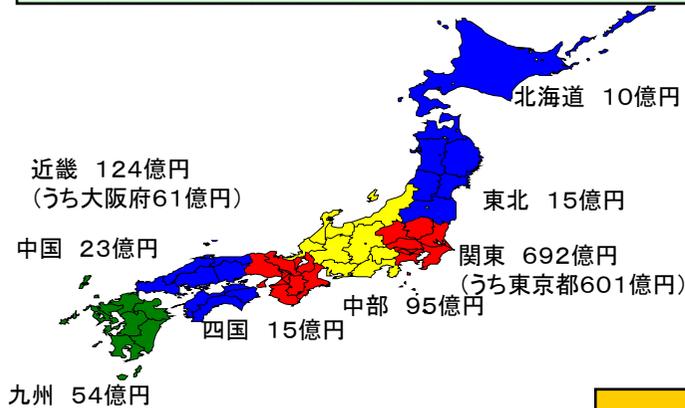
- (1) 当該認定事業によって実現される、域外需要者に対する新たな需要の開拓の程度(販売額)が、当該企業の総売上高(計画策定時)の5%以上であること、
 - (2) 当該認定事業に係る需要の開拓の結果、当該企業の売上高営業利益率が、計画期間全体(計画期間は3~5年)で1ポイント以上改善すると見込まれること、
- について、経済産業大臣の確認を受けた場合に、課税の特例を受けることが可能。

地域中小企業応援ファンドの創設

中小企業への成長資金の供給や、新規企業の創出は首都圏などの大都市圏に集中しています。このため、「中小企業地域資源活用プログラム」の一環として、5年間で2,000億円程度の資金枠を確保した「地域中小企業応援ファンド」を創設します。
本ファンドでは、都道府県や地域金融機関などと一体となって、地域中小企業の成長段階に応じ、地域の知恵と工夫を活かし、地域へのリスクマネーの供給などを通じて、新事業の「種」や「芽」を支援します。

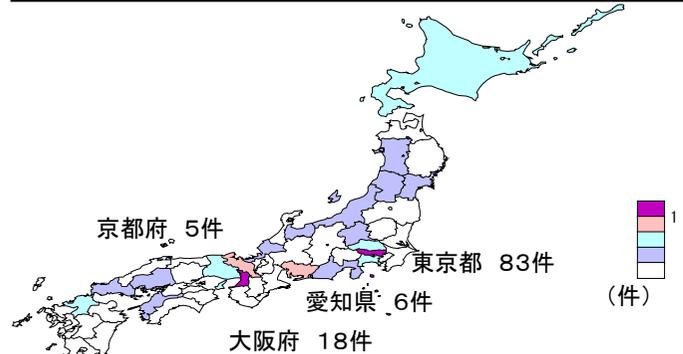
民間バンチャーキャピタルの地域別投資額

17年度投資金額1,027億円のうち関東、近畿に816億円(79%)。東京都に601億円(59%)と集中。



新興市場での新規株式公開企業

18年の新興市場での新規株式公開143社のうち、関東・近畿で120件(84%)、特に東京都に集中(58%)。



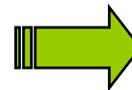
成長をサポートする人的資源

弁護士、弁理士、公認会計士の分布も東京、大阪圏に6~8割が集中。

	全 国	東京 都	大阪 府	東京 大阪 計
弁護士	23,103人	48.4%	13.3%	61.7%
弁理士	7,480人	59.4%	15.5%	74.9%
公認 会計士	16,245人	65.9%	17.2%	83.1%



<企業や事業の成長段階に応じた支援策で地域経済を活性化>



スタート・アップ応援型

- 新事業の「種」の発掘、「芽出し」を助成
- 都道府県の創意と工夫で制度設計
- ・中小機構の融資機能を活用し都道府県等とファンドを組成し、助成

中小企業地域資源活用促進法案
(地域資源を活用した事業化支援)

チャレンジ企業応援型

- 新市場への新事業展開に向けて、株式公開などを指向する企業に対する成長資金供給やハンズオン支援を実施
- ・中小機構や地域金融機関、自治体等が投資事業有限責任組合へ出資しファンドを組成

今後5年間で2,000億円程度の資金枠を確保

(実施:(独)中小企業基盤整備機構)

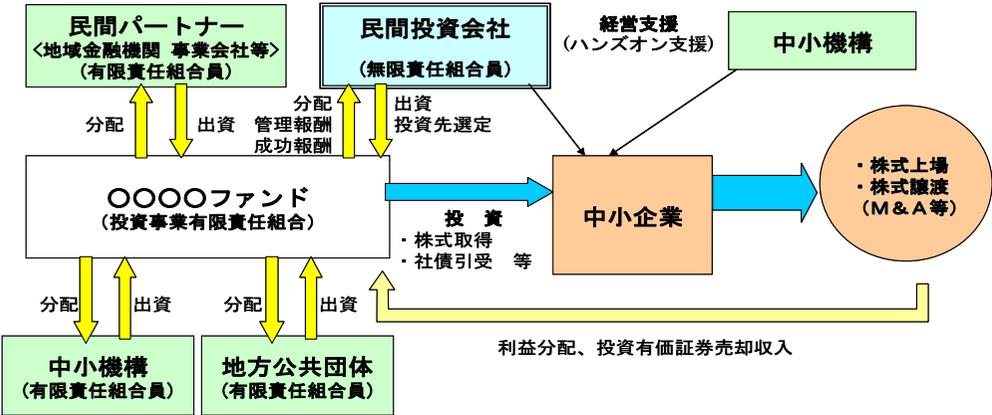
地域中小企業応援ファンドのスキーム

チャレンジ企業応援型

中小機構の出資機能を活用し組合形式のファンドを組成
成長資金の供給や経営支援を実施

- ・中小機構と、地域金融機関、自治体等がファンド(投資事業有限責任組合)を組成し、その組合が、株式公開などを指向する地域中小企業に対して投資を行う。
- ・組合では、いわゆるプロの目利き(無限責任組合員:いわゆるファンドマネージャー)が、資金供給に併せて投資先企業への経営支援。また、中小機構も、専門家の派遣等により経営支援を実施。

チャレンジ企業応援型ファンドの事業スキーム



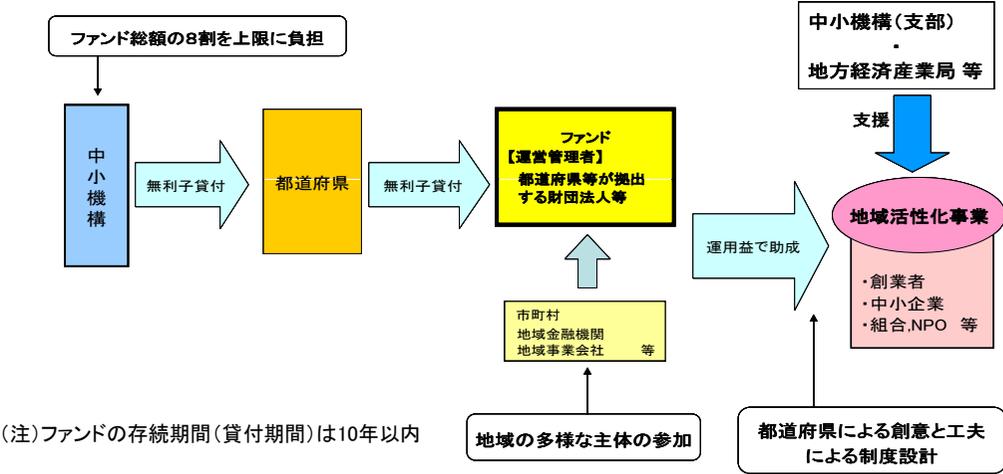
(注) 中小機構と地方自治体で合わせてファンド総額の7割まで出資することが可能。 (注) ファンドの存続期間は12年以内

スタート・アップ応援型

中小機構の融資機能を活用して都道府県等とファンドを組成
新たな事業の「種」の発掘を支援

- ・中小機構が都道府県に資金を貸付け、都道府県が中小機構からの貸付金と合わせてファンドに資金を貸付け、運用益により助成。
- ・助成内容は、全国画一的に制度を設計するのではなく、都道府県の特徴と強みを活かし、知恵と工夫を駆使して、都道府県が地域における具体的な支援内容を決定。

スタート・アップ応援型ファンドのスキーム



「新経済成長戦略」、「経済成長戦略大綱」、「骨太の方針」等における記載内容**「新経済成長戦略」(抄)(平成18年6月9日)「経済産業省産業構造審議会 新成長政策部会とりまとめ」****第3章 地域経済の活性化(地域活性化戦略)****第2節 地域中小企業の活性化****1. 地域資源活用企業化プログラムの推進**

地域ごとに経済状況を見ると、大都市圏以外での回復の遅れが目立っている。こうした回復の遅れが目立つ 地域経済の活性化のためには、大都市部等の主要マーケットで顧客を獲得する必要があるが、コスト優位によって競争力を維持することは困難なことが多く、消費者に高く評価されるための差別化を図ることが重要である。こうしたことから、地域にある優れた地域資源(地域の農林水産品、産地の職人の技、伝統文化等)を活用することが一つの有効な方策であると考えられる。

地方でこうした産業を支えているのは主に中小企業であるが、地方の中小企業は、主要マーケットから離れており市場ニーズの把握が容易でない、商品企画や商品開発に必要な外部人材へのアクセスが容易でない、都市部に販路開拓を進めるための情報の入手や情報発信が困難、資金調達のための環境が十分でない等の事業環境の整備が不十分な面があり、やる気があつて優れた資源を有する中小企業であっても、都市部の消費者ニーズにあつた新商品を開発しその販路を確保することは容易ではない。

こうしたことから、法律を制定するなどにより、総合的な支援策(「地域資源活用企業化プログラム」)を実施し、地方の中小企業による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進する。また、NPOやLLP等が行う取組についても支援の対象としていく。

「経済成長戦略大綱」(抄)(平成18年7月6日)「自民党 財政・経済一体改革会議とりまとめ」

第3. 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)

2. 中小企業の活性化

(1)「地域資源活用企業化プログラム」の創設

大都市に比べ、景気回復に遅れの見られる地域において、地域の中小企業の知恵とやる気を活かした事業展開を支援することにより、経済の活性化を図り、民間事業者の活力による自立型の産業構造を強化していく。

このため、総合的な支援策である「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、地域の中小企業による地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、伝統文化等)を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進する。具体的には、産地の技術を活用した新ブランドの確立、農工連携による新製品の開発等について、資金面の支援や専門家によるノウハウの提供等を行う。その際、NPO、LLP等の取組についても新たに支援の対象としていく。

本プログラムにより、地域活性化策と併せて、5年間で1000の新事業創出の取組を地方において創出することを目指す。

「第165回 臨時国会 安倍内閣総理大臣所信表明演説」(抄)(平成18年9月29日)

地域の活力なくして国の活力はありません。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。知恵と工夫にあふれた地方の実現に向け、支援も行います。地場産品の発掘・ブランド化や、少子化対策への取組、外国企業の誘致などについて、その地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む自治体に対し、地方交付税の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム」を来年度からスタートさせます。

活気に満ちた日本経済には、全国430万の中小企業の元気が不可欠です。中小企業の知恵とやる気を活かし、地域資源などを活用した新商品・新サービスの開発や販売を促進します。

「経済財政改革の基本方針2007」(抄)(平成19年6月19日 閣議決定)

第2章. 成長力の強化(地域活性化戦略)

1. 成長力加速プログラム

I 成長力底上げ戦略

(3) 中小企業底上げ戦略

②「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

中小企業庁を中心に関係省庁において、以下を柱とする「中小企業生産性向上プロジェクト」を平成21年度までの3年間集中的に実施する。

(重点業種・重点地域に対する活性化策)

・小売業、建設業、対個人・事業所サービス業、繊維業、食品加工業等の生産性が低い業種、経営基盤が脆弱な地場産業、賃金水準が低い地域に対する対策の展開(「中小企業地域資源活用プログラム」の推進、地域の中小企業を支援する雇用・労働施策の活用、個別業種に対する指導・支援等)

「第168回臨時国会における甘利経済産業大臣挨拶」(抄)(平成19年10月18日)

現在、我が国経済は民需主導の成長を続け、戦後最長の景気拡大を享受しておりますが、一方で、中小企業や一部の業種・地域については回復状況にばらつきが見られ、原油価格や原材料価格、海外経済の動向にも十分な注視が必要であります。また、中長期的には、人口減少や国際競争の激化、厳しい環境・エネルギー制約など、構造的で早急な対応を迫られる課題を抱えております。

このように企業規模や地域によって業況にばらつきが見られる中で、ばら撒きではなく、自立を促すための抜本的な処方箋を講じ、我が国経済の活力の源である地域・中小企業の活性化を図ることが必要とされています。このため、先の通常国会で成立した中小企業地域資源活用促進法と企業立地促進法を積極的に活用していくとともに、中小企業のIT活用の促進、下請取引の適正化、資金調達や事業承継の円滑化、農業と商工業の連携などを進めるため、関係省庁とも連携し、予算、金融、税制といった政策手段をフル活用して、地域・中小企業の活性化を促してまいります。

2007年度の活動実績

(2007年)

- ・ 4月27日 法律成立
- ・ 5月11日 法律公布
- ・ 5月16～6月14日 施行令(政令)に係るパブリックコメント
- ・ 6月2日～7月1日 施行規則(省令)、基本方針及び課税の特例に係る基準(告示)、に係るパブリックコメント
- ・ 6月22日 サポーターズ☆サミットの開催
- ・ 6月27日 施行令公布
- ・ 6月29日 法律及び施行令施行
- ・ 7月2日 ハンズオン支援事務局の開設
- ・ 7月13日 施行規則公布、基本方針及び課税の特例に係る基準の告示
- ・ 8月21日 地域中小企業サポーター委嘱状交付式
- ・ 8月31日 国による基本構想の認定(地域資源の総数8, 354)
- ・ 9月 3日 都道府県地域支援事務局の開設(全国49カ所)
- ・ 10月12日 地域資源活用事業計画の国による第1回認定(認定件数153)
- ・ 11月6日 『地域資源パートナー』企業・団体の募集開始
- ・ 12月26日 国による基本構想の変更認定(地域資源の総数10, 059)

(2008年)

- ・ 2月20日～2月22日 中小機構による商談会の開催
- ・ 3月3日～3月14日 経済産業省本館1階ロビーにおける地域資源活用認定企業展示会の開催
- ・ 3月12日 地域資源活用事業計画の認定件数300件突破
- ・ 3月28日 テストマーケティング・ショッパ内覧会

お問い合わせ先



相談ホットライン

担当課	電話番号(直通)
中小企業庁 経営支援部 創業連携推進課	03-3501-1767
(地方局)	
北海道経済産業局 中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局 中小企業課	022-222-2425
関東経済産業局 経営支援課	048-600-0331
中部経済産業局 経営支援課	052-951-0521
// 北陸支局 産業課	076-432-5401
近畿経済産業局 創業・経営支援課	06-6966-6014
中国経済産業局 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局 中小企業課	092-482-5447
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-862-1452

(お知らせ)

「中小企業地域資源活用プログラム」のオフィシャルサイト「地域資源活用チャンネル」を開設しています！

制度の具体的内容等については、下記URLを参照ご参照ください。

<http://j-net21.smrj.go.jp/index.html>

地域資源活用支援事務局一覧

ご相談、お問い合わせは、各地の地域支援事務局までお願いいたします。

事務局	所在地・連絡先	対象地域(都道府県)
全国推進事務局	港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階 電話:03-5470-1194 FAX:03-5470-1568	全国
北海道 地域支援事務局	札幌市北区北7条西2-8-1 北ビル2階 電話:011-747-7715 FAX:011-738-1372	北海道
東北 地域支援事務局	仙台市青葉区落合4-2-5 電話:022-302-8606 FAX:022-392-8814	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島
関東 地域支援事務局	港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル1階 電話:03-5470-1640 FAX:03-5470-1573	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、 長野、山梨、静岡
中部 地域支援事務局	名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階 電話:052-218-8558 FAX:052-201-3010	愛知、岐阜、三重
北陸 地域支援事務局	金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階 電話:076-223-5855 FAX:076-223-5762	富山、石川
近畿 地域支援事務局	大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマートビル11階 電話:06-6910-2235 FAX:06-6910-2239	福井、滋賀、京都、奈良、 大阪、兵庫、和歌山
中国 地域支援事務局	広島市西区草津新町1-21-5 電話:082-279-7010 FAX:082-279-7007	鳥取、島根、岡山、広島、 山口
四国 地域支援事務局	高松市サンポート2-1 高松シンボルタワータワー棟7階 電話:087-823-3220 FAX:087-811-1753	徳島、香川、愛媛、高知
九州 地域支援事務局	福岡市中央区天神1-14-4 大和生命福岡ビル8階 電話:092-771-9183 FAX:092-771-0038	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島
沖縄 地域支援事務局	那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター313-1 電話:098-859-7566 FAX:098-859-5770	沖縄